

6 . 国際平和に関する動き ~ 国際連盟と不戦条約 ~

・ 国際連盟までの近代ヨーロッパ

第一次大戦以前、西洋近代の国際体制は勢力均衡政策（バランス・オブ・パワー）と呼ばれるものであった。この政策は、主権国家同士の同盟関係によって、敵対陣営同士が同程度の軍事力を保持することで、戦争を回避するというものであった。

しかし、この体制は複雑な同盟関係を各国が結ぶこととなり、また相手側陣営より優位に立とうとする意識から、軍拡競争を招くという欠点があった。その結果として、1914年のサラエボ事件を発端として、ヨーロッパ各国は次々に戦闘状態に突入し、第一次大戦を引き起こすという結末を迎えた。

（註；サラエボ事件とは、1914年、オーストリア皇太子が現ボスニア＝ヘルツェゴビナにあるサラエボにて、セルビア人青年に暗殺された事件である。この事件を契機にオーストリアはセルビアに宣戦布告した。その後、オーストリアと同盟関係にあるドイツ・オスマントルコ・ブルガリア（三国同盟）側と、セルビアを支援するイギリス・フランス・ロシア（三国協商、のちにアメリカ・日本なども協商側にて参戦）側とが全面戦争に突入し、結果的に全世界に戦線が拡大、第一次大戦が勃発することとなった。）

・ 集団安全保障体制とは

前述の通り、ヨーロッパにおける勢力均衡政策はその平和維持に関する欠陥を露呈し、第一次大戦という惨禍をもたらした。そして、第一次大戦後の国際社会は新たな平和維持体制を模索することとなる。

結論から言ってしまうと、第一次大戦以後、勢力均衡に代わって平和維持の体制として用いられるのが、集団安全保障体制である。これは、従来のように国家間が個別の同盟関係を結ぶのではなく、国際社会において統一された国際平和機関を設け、その下に、国際平和を脅かした国家に対し、加盟国全体が制裁を加えるという体制である。

この体制は、第一次大戦後設立された国際連盟、ならびに現在の国際連合に受け継がれている。以下、まず、国際連盟の成立の過程を概観したい。

・ ウィルソンの14か条と国際連盟

国際連盟をつくる構想のはじまりとは、1918年にアメリカ大統領ウィルソンの提唱した「14か条の平和原則」である。14か条の平和原則は、第一次世界大戦終結のために、ウィルソンがアメリカ連邦議会での演説を通じて発表した平和原則であり、主に、秘密外交の廃止・海洋の自由・関税障壁の撤廃・軍備縮小・国際平和機構の設立・民族自決・植民地問題公正解決という内容からなる。国際平和機構設立の構想は、1920年に国際連盟として結実した。

この平和原則の理念を取り入れつつ、第一次大戦の講和会議として開催されたのが、1919年のパリ講話会議であり、講和条約としてヴェルサイユ条約が締結された。

また、ヴェルサイユ条約の第一章は、国際連盟憲章の条項であり、以下その内容を引用する。

「国際的協力を推進し平和と安全保障を達成するため以下の方策によることとする。戦争による解決を行なわないこと、諸国間に公開された正当な名誉ある関係を樹立すること、諸国間の行動への実際的規律として国際法理解を創造すること、そして互いに組織された国民を扱うに際して条約の責務を尊重し正義が維持されること。以上をうけて調印国はここに国際連盟憲章に合意した。」

・不戦条約の締結

第一次大戦後の平和に向けた動きとして、国際連盟と並んで重要な条約が不戦条約である。国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、紛争は平和的手段により解決することを規定している。

1928年にアメリカ、フランス、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、日本といった当時の列強諸国をはじめとする15か国が署名し、その後、ソビエト連邦など63か国が署名した。フランスのパリで締結されたためにパリ不戦条約と呼ぶこともあり、また最初フランスとアメリカの協議から始まり、多国間協議に広がったことから、アメリカの国務長官と、フランスの外務大臣の名にちなんでケロッグ＝ブリアン条約とも言う。戦争の拡大を防ぐために締結されたとされるが、一方欧米列強が自国の植民地を守るための国際法という見方がある。条約は、今日においても国際法として有効であるとされるが、加盟国の多くが自衛権を留保しており、また違反に対する制裁もないためその実効性は乏しい。

第一条【口語訳】締約国は、国際紛争解決のために戦争に訴えることはできない、かつ、お互いの関係において、国家の政策の手段としての戦争を放棄することを、それぞれの人民の名において厳粛に宣言する。

第二条【口語訳】締約国は、お互いに起こりうる一切の紛争または紛議は、その性質や原因がどうであれ、平和的手段によらずに処理・解決することを求めない、と約束する。

(参考) 不戦条約と憲法9条の関連性

不戦条約は、上記の通り実効性に乏しい条約であったと言える。その一方で、その理念は現代に通ずるものであり、また日本国憲法との関連で見れば、日本国憲法第9条には、少なからず不戦条約第一条の影響を見いだすことが出来る。

日本国憲法第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

上の二つの条文を比べれば、国際紛争を解決する為の手段としての戦争と、政府の政策としての戦争とを禁じているという点で、共通性がみられる。この点から、憲法9条は、不戦条約の極めて強い影響下にある条文であると解釈することが出来る。

・国際連盟の失敗

1920年に成立した国際連盟は、原加盟国が42カ国で、最終的に60カ国以上が加盟している。ただし、提唱者が大統領ウィルソンであるアメリカは、上院の反対により国際連盟には参加していない。また、ロシア革命直後のソヴィエト連邦(1934年加盟)や敗戦国のドイツ(1926年加盟)は、当初は不参加であった。このように大国の不参加によってその基盤が当初から十分なものではなかった。

また、国際連合とは異なり、決定方法は多数決ではなく「全会一致」を原則としていたことや、軍を組織することができず軍事的制裁は行えなかったために、加盟国による経済制裁を行うまでの権限を有するにとどまったことから、紛争解決に効果を発揮できなかったことが指摘される。

そして、第二次世界大戦を控えた1930年代には1933年に日本とドイツが、1937年にイタリアが連盟から脱退、その後も1939年にソヴィエト連邦が除名されたのを最後に、活動を休止した。

結果的には、国際連盟は第二次大戦に向かう流れに対して有効な対策をとれず、第二次大戦の開戦を止めることはできなかった。